

吉田町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)

令和8年3月  
吉田町教育委員会

## 目 次

I	実施計画の概要	P 1
1	実施計画策定の趣旨	
2	実施計画の期間	
3	実施計画の位置付け	
II	学校の業務改善に関する動向	P 1
1	吉田町の小・中学校における教育職員の勤務状況	
2	これまでの取組による成果と課題	
III	実施計画における目標	P 3
1	時間外在校等時間に関する目標	
2	働きがいや働き方等に関する目標	
IV	業務改革の取組	P 3
1	人的資源の配置・活用	
2	業務の効率化	
3	学校と教育委員会の連携	
4	地域・家庭、関係機関との連携・協働	
5	健康及び福祉の確保に関する措置	
V	実施計画の進捗管理	P 6
1	実施計画のPDCAサイクル	
2	評価の実施	

### 参考資料

No.1	吉田町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針	P 7
No.2	吉田町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則	P12

\* 「教育職員」に関する実施計画ですが、実態の数値は、事務職員を含む「教職員」で把握しているため、目標数値も「教職員」で示し、文中では、意図的に「教育職員」「教職員」の言葉を使い分けています。

また、固有名詞として既に使用している場合は、「教職員」「教員」を使用しています。

## I 実施計画の概要

### 1 実施計画策定の趣旨

「子供のためであればどんな長時間勤務もよしとする」という働き方は、教育職員の崇高な使命感から生まれるものですが、それにより教育職員が疲弊していくのであれば、それは子供のためにはならないものです。本計画は、これまで慣習として行われてきた業務を見直し、教育職員の業務軽減と授業等に専念できる環境づくりを進めつつ、時間外在校等時間を縮減することにより、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指し、児童生徒に対し、より質の高い効果的な教育活動を行うことができるようにするために策定したものです。

### 2 実施計画の期間

「第6次吉田町総合計画」の前期基本計画、「吉田町教育大綱」及び「吉田町教育元気物語TCPトリビンスプラン（以下「TCPトリビンスプラン」という。）との整合を図り、令和8年度から9年度までの2年間の期間として設定し、実施計画を改定しつつ、引き続き取組を推進していきます。

### 3 実施計画の位置付け

令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法一部等改正法」という。）が公布されました。この法律により、教育職員のサービスを監督する教育委員会には、文部科学大臣が定める指針に即して、サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めることが義務付けられました。

本実施計画は、給特法等一部改正法に定められた「業務量管理・健康確保措置実施計画」であり、今後、本計画の実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、学校の現状や課題を関係者と共有し、相互に連携・協働しながら、検証及び改善を重ねていくこととします。

## II 学校の業務改善に関する動向

### 1 吉田町の小・中学校における教職員（事務職員を含む。）の勤務状況

本町では、令和2年10月に「吉田町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定めるとともに、令和4年2月25日に「吉田町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」を定め、所管する教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況は、令和3年度から令和6年度まで以下のとおりでした。

【令和3年度から令和6年度までの時間外在校等時間の状況】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	月平均 (時間)	月45h 以下の 割合	年360 h以下 の割合	月平均 (時間)	月45h 以下の 割合	年360 h以下 の割合	月平均 (時間)	月45h 以下の 割合	年360 h以下 の割合	月平均 (時間)	月45h 以下の 割合	年360 h以下 の割合
小学校	48h	40.5%	12.6%	44h	53.3%	20.0%	41h	57.0%	30.7%	41h	58.5%	20.5%
中学校	45h	52.4%	14.6%	50h	41.3%	13.0%	51h	36.0%	19.1%	45h	55.4%	26.0%

◆時間外在校等時間の月平均

小学校・・・令和3年度の48時間から4年間で41時間へと7時間減少

中学校・・・令和3年度の45時間から令和4年度、令和5年度と2年連続で50時間台に増加したが、令和6年度は令和3年度と同じ45時間に減少

◆時間外在校等時間月45時間以下の割合

小学校・・・令和3年度の40.5%から4年間で58.5%へと18.0%増加

中学校・・・令和3年度の52.4%から令和4年度に41.3%、令和5年度に36.0%と大きく減少したが、令和6年度には55.4%に増加

◆時間外在校等時間年360時間以下の割合

小学校・・・令和3年度の12.6%から令和5年度には30.7%へと18.1%増加したが、令和6年度に20.5%に減少（令和3年度比では7.9%増加）

中学校・・・令和3年度の14.6%から4年間で26.0%へと11.4%増加

## 2 これまでの取組による成果と課題

本町では、平成29年度に「TCPトリビンスプラン」を策定しました。本施策は、「教職員が授業等に専念できる環境づくり」「子供の『確かな学力』を保障する環境づくり」「保護者が安心して子育てできる環境づくり」を一体定に進めることにより、子供、教職員、保護者が共に元気になり、三者にとって魅力ある教育を実現しようとするものです。

TCPトリビンスプランのねらいを実現するための基軸となる考え方は、放課後の時間の生み出しにあります。年間の授業日数を十分に確保することにより、4時間日や5時間日を意図的に設定し、1日の授業時数を減らすことが可能となります。放課後の時間を生み出すことで、教育職員が勤務時間の中でゆとりをもって教材研究や会議等を行う時間を保障することができるようになります。

また、TCPトリビンスプランでは、積極的なICT活用による校務のDX化を推進するとともに、町独自の教員補助員や校務アシスタント、学校司書等の人的配置を積極的に行い、教育職員の業務改善に繋げています。

こうした取組により、町内の小学校・中学校の教育職員には、働き方におけるタスクマネジメントやタイムマネジメントへの意識が確実に高まってきており、そうした意識の変化は、前述の時間外在校等時間の減少にも顕著に表れています。

一方、令和6年度の「月45時間以下の割合」を国及び県平均と比較すると、小学校では、国が77.8%、県が72.4%、中学校では、国が60.5%、県が56.0%に対し、本町は、小学校58.5%、中学校55.4%であり、小学校、中学校共に国及び県平均を下回っている状況にあります。時間外在校等時間が減少してきたとは言え、国や県との比較においては依然として多い状況にあることは本町の課題です。

また、個々の勤務状況に目を向けると、月45時間を超える時間外在校等時間が常態化している教育職員が固定化している傾向にあり、特に中学校においては、月80時間を超えている教育職員もわずかながら存在しています。全体の平均としての数値だけにとらわれるのではなく、個々の教育職員の働き方に目を向け、働き方改革の手立てを具体的に講じていくことが求められます。

### III 実施計画における目標

#### 1 時間外在校等時間に関する目標（事務職員を含む全教職員対象）

	目標指標	基準値(R6)	目標値(R9)
1	1か月における時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合	小学校 58.5% 中学校 55.4%	小学校 100% 中学校 100%
2	1年間における時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合	小学校 20.5% 中学校 26.0%	小学校 50% 中学校 50%

#### 2 働きがいや働き方等に関する目標（事務職員を含む全教職員対象）

	目標指標	基準値(R6)	目標値(R9)
1	仕事にやりがいを感じている教職員の割合	91.3%	100%
2	校務支援のための環境整備が有効だと感じている教職員の割合	80.3%	90%
3	コミュニティ・スクールの推進が有効だと感じている教職員の割合	89.8%	100%
4	ストレスチェックにおける高ストレス教職員の割合	7.8%	5%

### IV 業務改革の取組

#### 1 人的資源の配置・活用

##### (1) 教員補助員の配置

教員免許を所有する補助員を各学校に5人程度ずつ配置し、授業中における個々の子供の学力や教育ニーズに応じ、個別に支援を行うことにより、教育職員一人では対応しきれない子供の学びのサポートをします。

##### (2) 校務アシスタントの配置

県のスクール・サポート・スタッフとは別に、各校に校務アシスタントを2人ずつ配置し、授業で使用するプリントの印刷や教材の準備、掲示物の作成、アンケート類の集計等、教育職員でなくてもできる仕事を行うことで、教育職員の物理的な仕事量の縮減を図ります。

##### (3) 学校事務員の配置

県費事務職員とは別に、各校に学校事務員を配置し、保護者や業者等の来客・電話対応、給食配膳業務等を行うことで、教育職員が本来業務に専念できる環境を整えます。

##### (4) 学校司書の配置

各学校に学校司書を1人ずつ配置し、蔵書管理や本の貸出業務、授業に必要な書籍の準備、読み聞かせ等、図書室運営や読書教育を専門的な立場から支援することで、学校図書の有効活用を図るとともに、教育職員の負担軽減につなげます。

##### (5) 学校用務員の配置

各学校に週1日ずつ輪番で勤務する学校用務員を1人配置し、学校敷地内の草刈りや教育用備品等の修繕など、環境整備や営繕作業を行うことで、教育職員が本来業務に専念できる環境を整えます。

(6) 臨時養護教諭の配置

町内の学校に臨時養護教諭を1人配置し、保健業務を充実させるとともに、各校で実施される宿泊体験や修学旅行において本務者が帯同した場合には、当該校に代替要員として勤務できる体制を整えます。

(7) コミュニティ・スクールディレクター（CSディレクター）の配置

各学校に1人ずつ配置し、地域人材の活用や校内環境整備、学校行事への協力など、学校と地域のつながりを活発化させるための支援を行うとともに、学校運営協議会の運営に係る事務等を行います。

(8) スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

県任用のSSWとは別に、町単独でSSWを2人任用することで、各学校に1人ずつ配置し、いじめ、不登校、虐待等の生徒指導上の問題に社会福祉の立場から関わり、学校体制を支援する環境を整えます。

(9) 外国人児童生徒相談員の配置

県任用の外国人児童生徒相談員とは別に、町単独でポルトガル語とタガログ語に対応できる外国人児童生徒相談員を任用し、通訳や翻訳等を行うことで、教育職員の負担軽減を図る環境を整えます。

(10) ICT支援員の配置

各学校にICT支援員を週2回配置し、ICTを活用した授業支援や端末のトラブル対応等、教育職員がICTを活用した授業を円滑に行うための環境を整えます。

(11) 部活動指導員の配置

中学校に部活動支援員を配置することで、教育職員の部活動指導に係る時間と負担を軽減し、教材研究の時間の確保及び教育職員の多忙化解消のための環境を整えます。

## 2 業務の効率化

(1) 校務のDX化

成績処理や出欠管理などの教務関係や、指導要録等の学籍関係を統合した機能を有する「校務支援システム」を導入し、事務処理の効率化を図ります。

また、週報の提示、助勤の依頼、特別教室の使用予約、生徒指導情報等、校内におけるさまざまな情報をサイトに集約し、端末を通じて教育職員がいつでもどこでも閲覧したり、活用したりできる環境を整えます。

(2) 生成AIの活用

文書作成や添削、会議録作成、プレゼンテーション資料作成、調査結果分析など、生成AIの活用により、事務職員を含む教職員の負担軽減を図ります。

(3) チャット機能の活用

事務職員を含む教職員の情報共有に必要なチャットグループをつくり、有効活用することにより、会議の削減や速やかな情報伝達・共有に繋げるなど、業務の効率化を図ります。

(4) 学校給食費の管理

学校給食費について、吉田榛原学校給食共同調理場で公会計化するとともに、未納者に対する督促は、教育職員の手を煩わせることなく、吉田榛原学校給食共同調理場及び町事務職員が行う体制を整えます。

### 3 学校と教育委員会の連携

#### (1) 困難な事案への対応

保護者等からの過剰な苦情や対応に苦慮する事案に対して、教育委員会が関わり、学校に過度な負担がかからないように教育委員会が支援する体制を整えます。

#### (2) チャット機能の活用

町内全教職員や管理職、教務、研修などのチャットグループに教育委員会が加わることで、学校と教育委員会が繋がり、速やかな情報伝達・共有を行うとともに、即時に意見交換ができるようにするなど、相互連携を図ります。

### 4 地域・家庭、関係機関との連携・協働

#### (1) コミュニティ・スクールの推進

各学校にCSディレクターを配置することによって地域人材を活用した教育活動への支援や校内環境整備、学校行事への協力等を進め、これまで教育職員が担ってきた外部との連絡調整、活動の準備・運営の負担軽減を図ります。

#### (2) 部活動地域展開の推進

部活動指導員の配置及び地域指導者による認定地域クラブ(よし活クラブ)の推進により、部活動を地域と連携した活動に移行し、教育職員の負担軽減を図ります。

#### (3) 関係機関との連携

虐待等の問題を抱える家庭への対応において、役場内関係課や児童相談所、警察と連携し、児童生徒や学校の対応を支援する体制を整えます。

### 5 健康及び福祉の確保に関する措置

#### (1) ゆとりある放課後時間を生み出す教育課程編成

各教科等の標準時数を確保しつつ、意図的な4時間日、5時間日を設けることで、適切な年間授業日数を設定し、教育職員が勤務時間内に業務をマネジメントできる環境を整えます。

#### (2) 学校閉庁日の設定

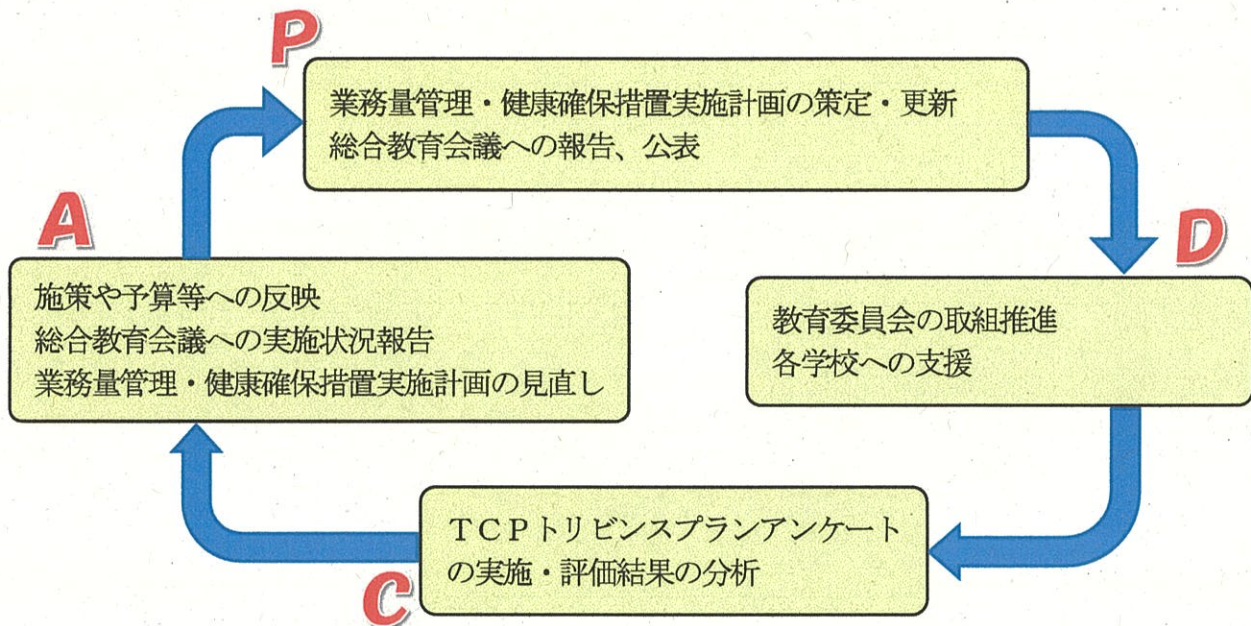
夏季休業及び冬季休業期間中の一定期間(概ね15日間)、日直を設けずに警備会社による巡回を委託する学校閉庁日とし、事務職員を含む教職員が勤務しない日とすることで、教職員の健康の保持・増進やリフレッシュの時間を確保する環境を整えます。

#### (3) 勤務時間外の音声電話対応

保護者や地域への説明と理解を得た上で、学校の電話を夕方18:00から翌朝7:50まで音声対応とし、教育職員が勤務時間外に不要不急の電話対応を行うことがないような勤務環境を整えます。

## V 実施計画の進捗管理

### 1 実施計画のPDCAサイクル



### 2 評価の実施

#### (1) 評価の方法

勤怠管理システム、TCPトリビンスプランアンケート、ストレスチェックによって、目標に対する評価を実施します。評価の基礎となる「基準値」は、令和6年度の実績値とします。

#### (2) 進捗状況・評価結果の報告

進捗状況と評価結果は、毎年度、総合教育会議に報告します。

#### (3) 評価結果の公表

評価結果は、総合教育会議に報告後、ホームページで公表します。

(参考資料 No. 1)

吉田町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

吉田町教育委員会

令和 2 年 10 月

## 吉田町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

### 1 趣 旨

平成31年1月25日に中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では、「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’ という働き方は、教師という崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは、‘子供のため’にはならないものである。」と述べ、教師のこれまでの働き方を見直し、教職人生を豊かにすることで、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを求めている。

この答申を受け、文部科学省では、平成31年1月25日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定するとともに、服務監督権者である各教育委員会に対し、「ガイドライン」を参考に所管内の公立学校の教師の勤務時間に関する方針等を策定することを通知した。

そこで、吉田町教育委員会では、教育職員（「給特法」第2条の定義による。）が心身共に健康な状態で児童生徒等と向き合い、教育の質の向上につなげることを目指して、教育職員の勤務時間の上限に関する方針を定めることとする。

### 2 時間外勤務の上限の目安時間

#### 原 則

月 45 時間以内・年 360 時間以内（いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む。）

#### 特 例（児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合）

月 100 時間未満・年 720 時間以内（いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む。）

ただし、月 45 時間を超える月は1年間で6か月以内、かつ、連続する複数月（2か月から6か月）それぞれの期間で、時間外勤務時間の平均が80時間以内

### 3 対象職員

吉田町立小中学校の教育職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、任期付職員、臨時的任用職員）

事務職員等については、「36 協定」を締結する中で時間外労働の規制が適用される。

#### 4 勤務時間等の考え方

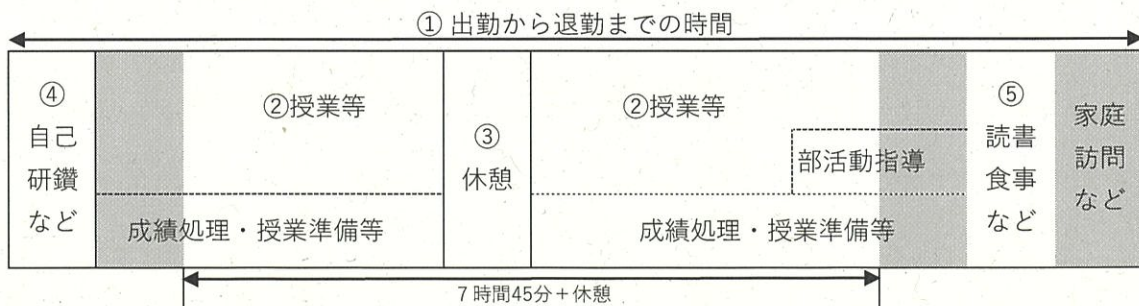
本指針における「勤務時間」とは、在校時間から業務外の時間等を差し引いた時間とし、「上限の目安の対象となる時間外勤務時間」は、「勤務時間」から条例等で定められた勤務時間を減じた時間とする。

項目	内容
①在校時間	(校内)出勤から退勤までの時間 (校外)校外での勤務の時間
②条例等で定められた勤務時間	1日につき7時間45分 ※短時間勤務の者は割振られた時間 ※休暇、職専免の時間を除く。
③休憩時間	②の途中に勤務時間に応じて校長が与える時間
④自己研鑽の時間	②の前後で、自らの判断による専門性や教養を高めるための勉強や自主的な研究会への参加等に係る時間
⑤その他業務外の時間	①の途中②の前後で食事、読書、地域住民の立場として参加する活動等、業務とはみなされない活動を行った時間
⑥勤務時間	業務に従事した時間 ①-③-④-⑤
⑦上限の目安の対象となる時間外勤務時間	勤務時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間 ⑥-②

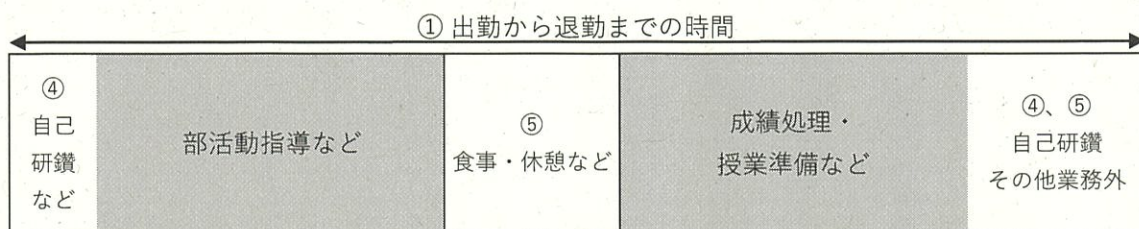
#### 5 上限の目安の対象となる時間外勤務時間のイメージ

(下図の塗りつぶし部分)

<平日の場合> (⑦=①-②-③-④-⑤)



<週休日・休日の場合> (⑦=①-④-⑤)



## 6 学校における勤務時間等の把握と報告

- (1) 在校等時間はICTの活用やタイムカードによって客観的に計測する。
- (2) 出張や週休日の部活動等についても、旅行命令簿や特殊勤務実績簿、部活動実施届等により、できる限り客観的な方法で計測する。
- (3) 自己研鑽の時間、業務外の時間の把握については、町教育委員会の作成した様式に入力したうえで、1か月のトータル時間を自己申告する。  
管理職は、報告された自己研鑽等の時間数を差し引いて時間外勤務時間を計測する。
- (4) 計測された時間外勤務状況については、月ごと一覧にして、翌月の3日までに町教育委員会担当者へ提出する。

## 7 業務改善推進に向けた取組

- (1) 町教育委員会は、教職員が授業に専念できる環境づくりを目的とした委員会を開催する。
- (2) 各学校における電話対応は、午後6時（中学校は午後7時）から翌朝午前7時15分までの時間、「音声応答装置」を活用する。
- (3) 各学校は、「勤怠管理ソフト」を使用し、ICTにより勤務時間を管理する。
- (4) 各学校は、5時間授業をベースとした1日の授業時間数の平準化を図る。
- (5) 町独自の校務アシスタント及び学校用務員を配置し、外部人材を有効活用する。

## 8 留意事項

- (1) 本方針の実施に当たり、町教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の取得を促進し、心身の健康の保持増進に向けた取組を推進する。
- (2) 町教育委員会は、把握した勤務時間の状況を分析し、必要に応じて働き方改革に関する施策を講じる。
- (3) 校長は、学校経営書記載の働き方改革に関する目標を実現するための取組を進めるとともに、本方針で定める上限の目安時間を超えた場合には、その原因を分析し、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等に努める。
- (4) 本方針で定める上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならない。また、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことがないようにする。
- (5) 町教育委員会及び校長は、学校における働き方改革の取組を一層進めながら教育の質の維持向上を図っていくとともに、本方針の趣旨及び学校における取組等について、保護者を含めて地域の理解が進むよう、広く情報発信に努める。



○吉田町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則

令和4年2月25日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育職員」とは、吉田町立の小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 吉田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間(法第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。